

令和2年3月24日

業者の皆様へ

府中市建設部監理課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び  
下請代金支払の適正化の徹底等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化について、別紙のとおり国土交通省から通知がありましたのでお知らせします。

なお、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための様々な取り組みによって工事従事者や業務従事者の確保などの面で工事又は業務の継続が困難な状況がありましたら、工事及び業務担当課にご相談ください。

国土建推第38号  
国土建整第132号  
令和2年3月11日

建設業者団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局 建設業課長

建設市場整備課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う  
下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、これまで「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和2年2月25日付け国土入企第52号）等により、建設業者団体あて適切な対応を重ねてお願いしてきたところであり、また、下請契約・下請代金支払いの適正化については、かねてより「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和元年12月2日、国土建推第30号、国土建労第958号）等により通知しているところではありますが、今般の感染拡大防止対策としての建設工事の一時中止・延期や、生産・流通活動の停滞による資材の納入遅れ等の影響に関して、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する特段の配慮が必要です。

また、公共工事において、別添のとおり、工事代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進を図るとともに、民間発注者に対しても参考送付し、適切に配慮していただくようお願いしているところです。

つきましては、建設工事の一時中止・延期等に際しては、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講ずるとともに、下記事項を十分留意のうえ、下請契約における適正な工期の確保、請負代金の設定及び適切な代金の支払等、元請負人と下請負人との間の取引の適正化のより一層の徹底に努められますよう、貴団体傘下建設企業等に対して周知をお願いします。

## 記

### 1. 下請負人への配慮等について

発注者から直接工事を請け負った元請負人は、全ての下請負人に対し、建設工事の請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

### 2. 見積・契約について

工事の一時中止・延期や資材の納入遅れ等により、あらかじめ定めた元請負人と下請負人との間の契約内容が不透明となり、後日、下請負人に対する代金支払に支障を来すおそれがあるため、工事内容に変更が生じる場合は、変更内容に関して書面による見積依頼及び見積書の提出を徹底するとともに、各々の対等な立場に基づき、適正な手順により、書面による契約を徹底すること。

なお、材料費等については、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。

### 3. 下請代金の支払期限について

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。

また、元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないこと及び前払金（中間前払金を含む。）の支払を受けたときは、必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮することにも留意すること。

なお、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければならないと定められている。そのため、特定建設業者の下請代金の支払期限については、注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた日から一月を経過する日か、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で定めた支払期日のいずれか早い期日となることに留意すること。

### 4. 金融支援事業の活用について

公共工事等については、一般財団法人建設業振興基金が実施する「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化等に配慮すること。

加えて、万が一、元請負人から建設工事の請負代金・賃金等が支払われなかった場合に備え、下請負人による「下請債権保全支援事業」を活用した債権の保全を図ることも可能であることに留意すること。

#### 5. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者及び運送事業者等に対しても、上記1から4までの事項に準じた配慮をすること。

#### 6. その他留意事項

また、上記1から5の配慮事項と併せて、中小企業庁等における新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口や、経営の安定に支障が生じている中小企業者向けの資金繰り支援制度（※）を積極的に活用すること等に留意すること。

（※）

##### ○新型コロナウイルス感染症特別貸付制度

中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援を行う特別貸付制度を創設。

##### ○セーフティネット保証4号・5号制度

一般保証（最大2.8億円）とは別枠で保証の対象とする資金繰り支援制度。

（4号）幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証

【対象】全都道府県が指定

（5号）特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の80%を保証

【対象】建設業一部業種のほか、宿泊業・飲食業などが指定。

詳細・その他支援制度については経済産業省・中小企業庁HPでご確認ください。